

## 島根地方最低賃金審議会 第437回会議 議事要旨

開催日時	令和6年8月16日（金） 午後6時30分～午後7時32分		
開催場所	島根労働局専用大会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 5人	定数 5人
	労働者を代表する委員	出席 4人	定数 5人
	使用者を代表する委員	出席 4人	定数 5人
主要議題	1 島根県最低賃金について 採決		
議 事 要 旨			
<p>1 会長が、本日の会議の採決については非公開とし、議事要旨を公開することを説明した。</p> <p>2 会長が、島根県最低賃金について、専門部会報告書のとおり「引き上げ額58円とし、1時間962円、効力発生日は法定どおりとする。」として、挙手による採決を行った。</p> <p>3 採決の結果、（会長を除き）賛成8名、反対4名であったことから、専門部会報告書のとおり決定、決議された。</p> <p>4 島根県最低賃金の改正決定に関する答申文案が審議され、議決された。 なお、答申文には以下4点の附帯決議が付された。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 社会保険料負担を企業規模に応じた累進制に変更の上、中小零細企業の負担を減免願いたい。</li> <li>2. 中小企業の最低賃金引上げに伴い、1年間の最低賃金引上げに見合う増加運転資金の助成金・補助金を創設願いたい。</li> <li>3. 島根地方最低賃金審議会の審議を鑑み、全国規模（47都道府県公労使委員の代表参加）で「地方最低賃金審議会の在り方検討会」を開催されたい。</li> <li>4. 各答申文に盛り込まれた附帯決議等についてフィードバック（報告）をお願いしたい。</li> </ol> <p>7 賃金室長が意見申出の公示、申出がなされた場合の本審の日程等について説明した。</p> <p>8 会長が、これまでの審議を総括し、審議にあたっては労使それぞれの立場での意見、不満があったかも知れないが、真摯な議論が行えたことへの謝意を示した。 また、今後も公労使一体となって、島根県のために真摯な議論を行っていきたい旨を表明し、閉会となった。</p>			